

# 上手に使おう お薬手帳

毎年10月17日から23日までの1週間は「薬と健康の週間」です。「薬と健康の週間」は医薬品を正しく使用することの大切さ、そのために薬剤師が果たす役割の重要性を一人でも多くの方に知ってもらうことを目的としています。

町では四日市薬剤師会と協力し、皆さまに安心して薬を使用してもらうために“お薬手帳の活用”“かかりつけ薬局”等について3回にわたってお伝えしていきます。

## お薬手帳は一冊にまとめましょう！



四日市薬剤師会  
薬剤師 橋本世李

お薬手帳が誕生してから約30年が経過し、現在多くの方がお薬手帳を使用しています。しかし、まれに病院ごとにお薬手帳を分けるなど間違った使い方をしている方がいます。

薬剤師は、お薬手帳を見て様々な情報を読み取り、その中で飲み合わせも確認しています。もし、病院ごとにお薬手帳を分けていたら飲み合わせの確認が出来ません。お薬手帳を一冊にまとめて、現在使用中の薬を含めたこれまで使用した薬の情報が一冊で分かるようにしておくことが大切です。更に、サプリメントや健康食品を使用の方はお薬手帳にご自分で書き加えて頂けると飲み合わせの確認が出来ます。サプリメントの一部には医薬品と飲み合わせの悪いものがありますので薬剤師に確認してもらいましょう。

また、薬を服用してからの体調変化なども記入して頂けると副作用の可能性を早期に発見することが出来るかもしれません。

ご自身の健康を守るために上手にお薬手帳を活用してください。また、病院・薬局に行く際は、必ずお薬手帳を持参してくださいね。

### お薬手帳記入例

## 電子お薬手帳アプリ

スマホで管理できる電子お薬手帳なら常に携帯できるため、旅行や出張先での急病時にも薬の情報を正確に伝えることが出来ます。



## お薬手帳は災害時にも活躍！

災害時には電子機器が停止し、カルテ情報が失われる可能性があります。お薬手帳があれば避難所で適切な医薬品を提供してもらえます。

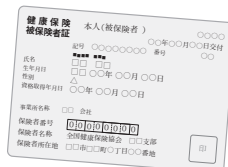
## 国民健康保険料（国保）・後期高齢者医療保険料（後期）・介護保険料（介護）の納付確認書・納付額確認書のお知らせ

発送時期は、1月下旬頃の予定です。

国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料の納付義務者の方に、令和4年1月1日～12月31日までに納付された保険料について、圧着はがき（国保）・封書（後期及び介護）を令和5年1月下旬頃に郵送します。

納付確認書・納付額確認書は、確定申告の際に社会保険料控除として申告できますので、このお知らせはその参考資料としてご利用ください。

問い合わせ先 保険福祉課 TEL 377-5659



(注)

- ・年末調整の時期には郵送しません。年末調整で納付済額の確認を必要とされる場合は、お申出の時点で確認できる納付額について個別に発行しますので、保険福祉課までお問合せください。
- ・国民健康保険料においては世帯主の方が納税義務者となります。（国民健康保険法第76条）納付確認書も世帯主名で発行しますが、実際に納付された方が社会保険料控除として申告できます。